



整理番号

# 徴収猶予申請書

南三陸町長 殿

地方税法第15条の2第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

## 1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	電話番号		携帯電話 ( )		申請年月日	
	氏名称	名称		印		※職員記入欄 通信日付印	
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・ ・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計			①	②			

## 2 猶予事情等 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。) (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いたいても構いません。

(1) 一時に納付できない事情等

※具体的な事情を記載してください。

(1) 担保提供の可否

① 本件徴収猶予申請に際し、担保を提供することが 出来る ・ 出来ない

② 担保を提供することができない場合、その理由

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(3) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (6か月分)	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出見込額 (①)	円

(4) 現金・預貯金残高

※職員記入欄  一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等)  聴取

	金額		金額		金額
現金	円	預貯金	円	現金・預貯金の 合計(②)	円

(5) 納付可能金額

② (現金・預貯金残高) - ① (当面の支出見込額) = 納付可能金額(③) 円  
(マイナスの場合は0)

(6) 猶予を受けようとする金額

納付・納入すべき税	円	-	③納付可能金額	円	=	猶予額	円
-----------	---	---	---------	---	---	-----	---

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)**

- この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。  
※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となる場合があります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となる場合があります。

なお、事業と関係の無い収入の減少などについては、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

※ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。